

一 般 競 争 入 札 の 公 告

令和2年度 高速3号線G10橋舗装修繕工事

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年12月 8日
広島高速道路公社 理事長 熊谷 鋭

1 工事概要

- (1) 工 事 名 令和2年度 高速3号線G10橋舗装修繕工事
- (2) 工事場所 広島市南区宇品海岸三丁目
- (3) 工事内容 舗装工 路面切削・橋面防水・基層・表層（排水性）
G10橋A=3,140㎡,
区画線工 一式
道路附属施設工 一式
橋梁附属物工 一式
仮設工 一式
- (4) 工 期 契約締結日から令和3年6月15日まで
- (5) 工事実施形態

本件工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(1) 入札参加者の資格要件

ア 公告の日において、広島高速道路公社における「舗装工事業」に係る令和元年・2年度建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、広島県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の本店を有する者であること。

イ 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。

ウ 建設業法別表の上欄に掲げる「舗装工事」について、建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていること。

エ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者

(ウ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

オ 公告の日から開札の日までの間において、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

カ 公告の日から開札の日までの間において、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止（本件工事の入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。

キ 他の入札参加希望者と次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法第2条4号の親会社をいう。以下同じ。）

(イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）

(ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社

(エ) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）
が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者

(オ) 代表権を有する者同士が夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係にある者

- (2) 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社発注工事において、平成22年度以降に、元請け又は共同企業体の構成員として、完成・引渡しを完了した、下記の同種工事の要件を満たす施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が30%以上の場合に限る。

同種工事

高速道路（自動車専用道路含む）又は交通量25,000台/日以上 of 道路における交通規制を伴うアスファルト舗装工事

- (3) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者又は主任技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

ア 「舗装工事」について、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者

イ 2(2)に掲げる要件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者としての施工経験を有すること。

ウ 入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係である者

なお、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、引き続き3か月以上の雇用関係は求めない。

エ 配置する監理技術者又は主任技術者は、契約時点で次の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）（以下「施行令」という。）第1条の2及び第27条第1項に該当しない工事について、他の工事の技術者又は現場代理人（以下「主任技術者等」という。）として3件（本工事を含む。）以上を兼務していないこと。

(イ) 施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、2件（本工事を含む。）以上の公共工事の主任技術者等として配置されていないこと。

(ウ) 施行令第27条第1項に該当する工事で、施行令第27条第2項が適用されないものについて主任技術者等として配置されていないこと。

3 総合評価に関する事項

- (1) 本件工事においては、入札後に落札者決定保留を行い、入札時において入札参加者より提出された申請書等を用いて総合評価を行う。なお、調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱いについては、6(1)（調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い）による。

- (2) 本件工事の総合評価に関する評価項目及び評価の着目点は、次のとおりである。（最大加算点30点）

ア 企業の実績・能力

(ア) 平成22年度以降に元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡しを完了した2(2)に示す同種工事（以下「同種工事」という。）における広島高速道路公社の優良工事施工団体表彰有りで4点、広島高速道路公社以外の優良工事施工団体表彰有り（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。）で2点を与える。ただし、感謝状については対象外とする。

(イ) 平成29年度以降に元請け又は共同企業体の代表者として完成及び引渡しを完了した同種工事における工事成績評定点（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの工事成績評定点を除く。）について評価する。工事成績評定点の3件の平均点が80点以上で4点、70点を超え80点未満で4.0×（評定点－70）÷10点を与える。ただし、70点以下は加点しない。

なお、件数が3件に満たない場合は、残りの件数を全て65点とする。

イ 配置予定技術者の実績・能力

- (ア) 平成27年度以降に元請け又は共同企業体の代表者として完成及び引渡しが完了した同種工事における主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事成績評定点（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの工事成績評定点を除く。）について評価する。工事成績評定点の3件の平均点が80点以上で5点、70点を超え80点未満で $5.0 \times (\text{評定点} - 70) \div 10$ 点を与える。ただし、70点以下は加点しない。
なお、件数が3件に満たない場合は、残りの件数を全て6.5点とする。
- (イ) 平成22年度以降に元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡しが完了した2（1）ウに示す同一業種（以下「同一業種」という。）における主任（監理）技術者の優秀建設技術者表彰有り（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。）で5点、主任（監理）技術者として従事した平成22年度以降に、元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡しが完了した同一業種における優良工事施工団体表彰有り（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。）で2.5点を与える。ただし、感謝状については対象外とする。
- (ウ) 平成27年度以降に、元請け又は共同企業体の代表者として完成及び引渡しが完了した同種工事（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。）の経験及び従事役職について評価する。従事役職が主任（監理）技術者での施工実績ありで4点、現場代理人での施工実績ありで2点を与える。
- (エ) 主任（監理）技術者の保有する専門資格について評価し、1級舗装施工管理技術者を保有している場合は4点、2級舗装施工管理技術者を保有している場合は2点を与える。
- (オ) 継続教育（CPD）の取り組みについて評価し、建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における前年度1年間（4月1日～翌3月31日）の学習実績が、20単位以上で4点、10単位を超え20単位未満で $4 \times (\text{取得単位} - 10) \div 10$ 点を与える。ただし、10単位以下又は単位なしの場合は加点しない。
- (3) 総合評価の方法
- 3（2）に示す評価項目の提案が適正である者には、標準点100点に加え加算点を次のとおり与える。

(加算点配点の内訳)

ア 企業の実績・能力

評価内容	評価基準	配点	得点
平成22年度以降の同種工事における優良工事施工団体表彰の有無	広島高速道路公社表彰の実績あり	4.0	／4.0
	広島高速道路公社以外の表彰の実績あり	2.0	
	表彰の実績なし	0.0	
平成29年度以降の同種工事における工事成績評定点の3件の平均点	80点以上	4.0	／4.0
	70点を超え80点未満	5	
	70点以下	0.0	

イ 配置予定技術者の実績・能力

評価内容	評価基準	配点	得点
平成 27 年度以降の同種工事における主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事成績評定点の 3 件の平均点	80 点以上	5.0	／5.0
	70 点を超え 80 点未満	5	
	70 点以下	0.0	
平成 22 年度以降に同一業種における主任（監理）技術者の優秀建設技術者表彰等の有無	優秀建設技術者表彰の実績あり	5.0	／5.0
	優良工事施工団体表彰の実績あり	2.5	
	表彰の実績なし	0.0	
平成 27 年度以降の同種工事における従事役職	主任（監理）技術者での施工実績あり	4.0	／4.0
	現場代理人での施工実績あり	2.0	
	施工実績なし	0.0	
主任（監理）技術者の保有する専門資格	1 級舗装施工管理技術者	4.0	／4.0
	2 級舗装施工管理技術者	2.0	
	保有専門資格なし	0.0	
継続教育（CPD）の取組み	20 単位以上取得	4.0	／4.0
	10 単位を超え 20 単位未満取得	5	
	10 単位以下又は取得単位なし	0.0	

※同種工事：高速道路（自動車専用道路含む）又は交通量 25,000 台/日以上 of 道路における交通規制を伴うアスファルト舗装工事

※同一業種：舗装工事

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は「価格」、3 (2) に示す評価項目の提案をもって入札に参加し、次の (ア) 及び (イ) すべての要件に該当する者のうち、3 (3) 「総合評価の方法」によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値 (以下「評価値」という。) の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲以内であること。

(イ) 各評価項目に対する提案が、公告に記載された施工条件を満たし、適正であること。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 落札者の決定を行なったときは、入札参加者に対して当該落札者決定結果を通知する。

4 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話 (082) 508-6848

イ 工事内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部保全課保全係 電話 (082) 508-6822

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和2年12月21日 (月) まで

(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)

イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

(イ) 広島高速道路公社のホームページ (<http://www.h-exp.or.jp/>)

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料等 (以下、これらをあわせて「申請書等」という。) の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から令和2年12月21日 (月) 午後5時00分まで (必着)

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。なお、郵送は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して、令和2年12月23日 (水) までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書により競争入札参加資格の有無の通知を行う。

なお、本件工事に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないとき、本件工事に係る競争入札を中止する場合がある。

5 入札日時等

(1) 入札、開札の日時 (予定)、場所、入札書・工事費内訳書の郵送方法等

ア 日時 令和3年1月18日 (月) 午前10時00分

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送によるものは認めない。なお、郵送方法は次のとおりとする。

・一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。また、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。

・工事費内訳書を同封すること。工事費内訳書については、8による。

・送付先は上記４（２）イに掲げる場所とする。

・到達期限は、令和３年１月１５日（金）の午後５時００分までとする。

エ 立会 開札における入札者の立会ができないこととする。なお、開札にあたり、入札事務に関係のない公社職員１名を立ち会わせることとする。詳細は「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた入札等の手続きの特例措置について」（公社ホームページ HOME 》調達情報 》入札・契約関係規程）を参照。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）入札回数等

第１回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、１回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第１回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

（３）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 請負代金額の１０分の１以上を契約締結日までに納付

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

（４）入札の無効

公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に際しての注意事項に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第１３条、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第６条、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第２０条の２、第３６条の２第３項の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて２に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当する。

６ 低入札価格調査等について

（１）調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い

本件工事は、調査基準価格を設定しており、評価値の最も高い者の入札価格がこれを下回る場合は、当該評価値の最も高い者に取扱要綱第３８条に基づく調査（以下「調査」という。）を行った上で、後日落札決定する。

調査は、広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱により行うので、入札者は当該調査に協力しなければならない。調査の結果、別に定める「建設工事競争入札に係る適正な履行確保の基準」に掲げる基準の全てを満たさない場合は、落札者とはしない。

（２）低入札価格者を落札者とした場合の措置

ア 契約保証金

契約締結にあたり、納付すべき契約保証金の額又は保証金額若しくは保険金額は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第４７条の３第１項の規定により、当該請負代金額の１０分の３以上とする。

なお、契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、約款第４７条の３第２項の規定に基づくものとする。

イ 配置予定技術者の増員等

調査の結果落札者となった者は、約款第４７条の３第３項の規定により、本件工事において、主任（監理）技術者とは別に同一の資格（２（３）イに掲げる施工経験を除く。）を有した技術者を専任で１名現場に追加配置すること。この場合、追加配置した技術者（以下「追加配置技術者」）が現場代理人を兼務することは認めない。

なお、追加配置技術者は施工中、監理技術者又は主任技術者を補助し、監理技術者又は主任技術者と同様の職務を行うものとする。また、追加配置技術者を求められることとなった場合には、約款第１０条第１項第２号の規定に基づき、その氏名その他必要な事項を監理技術者又は主任技術者の通知と同様に発注者に通知する

ものとする。

また、広島高速道路公社土木工事共通仕様書 1-1-1-5（コリンズ（CORINS）への登録）により、工事実績情報システム（コリンズ）への登録する場合には、追加配置技術者は担当技術者として登録すること。

ウ かし担保責任の存続期間

約款第 4 7 条の 3 第 4 項の規定により、かし担保責任の存続期間は 2 年以内（コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合には 4 年以内）とする。

エ 契約解除の場合の違約金の額

約款第 4 7 条の 3 第 5 項の規定により、請負代金額の 1 0 分の 3 に相当する額とする。

オ 低入札価格調査時提出資料の実施状況調査

6（1）に示す低入札価格調査時に提出のあった資料等について、実施状況の重点調査を行う予定である。
なお、詳細は土木工事共通仕様書による。

7 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定技術者の専任違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。病休等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2（3）に掲げる要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

8 工事費内訳書

本件工事の入札参加者は、取扱要綱第 3 6 条の 2 第 2 項により、入札時に工事費内訳書を提出しなければならない。入札の際に、工事費内訳書の提出がない場合、入札は無効とする。入札参加者は、入札書を郵送する際に、工事費内訳書を同封すること。工事費内訳書の作成にあたっては、様式 8 に従い、「工事数量総括表」に記載された項目に係る金額を記載するものとする。

9 建設リサイクル法

- (1) 落札者は、建設工事に係る資材の再資源等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号。以下「法」という。）第 1 2 条第 1 項に基づく書面（建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等が記載されたもの）、法第 1 3 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 1 4 年国土交通省令第 1 7 号。以下「省令」という。）第 4 条に基づく書面（①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用等を明記したもの）を作成し、契約を締結する前に発注者（工事担当課）へ提出し、内容について説明しなければならない。発注者（工事担当課）は、法第 1 3 条及び省令第 4 条に基づく書面の内容を確認後、確認済の印を押し落札者に返却する。
- (2) 落札者は、落札決定後 5 日以内に、確認済印が押印された法第 1 3 条及び省令第 4 条に基づく書面を発注者（契約担当課）へ提出しなければならない。
- (3) 法第 1 3 条及び省令第 4 条に基づく書面の作成方法については次のとおりとする。
- ア 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は、直接工事費とする。
- イ 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。
- (4) 法第 1 3 条及び省令第 4 条に基づく書面が落札決定後 5 日以内に提出されない場合には、契約締結拒否となる。
- (5) 上記（4）の場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について発注者に請求できない。

1 0 各事業年度における支払限度額等の設定

本件工事の各事業年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）、及びこの支払限度額に対応する各事業年度の引渡し対象支払金額については、次のとおりとする。

(1) 各事業年度における支払限度額

事業年度	支払限度額
令和 2 年度	金 0 円
令和 3 年度	残額

ただし、請負者は第 3 8 条の 3 第 1 項の規定による読替え後の第 3 4 条第 1 項の規定に係わらず、契約事業年

度において翌事業年度に支払うべき前払い相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

このときの支払限度額は次のとおりとする。

事業年度	支払限度額
令和2年度	令和3年度出来高予定額の10分の4に相当する額
令和3年度	残額

(2) 支払限度額に対応する各事業年度における出来高予定額

事業年度	出来高予定額
令和2年度	金0円
令和3年度	残額

発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記(1)及び(2)に定める事項について変更することができる。

1.1 手続における交渉の有無

無

1.2 契約書作成の要否

要

1.3 下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いとは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき

イ 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

(ア) 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としておりと発注者が認め、その旨を通知した日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合

(イ) 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合

- (3) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約金（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 当該社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

イ 当該社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める期間内に確認書類が提出されず、かつ、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

- (4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名停止措置及び工事成績評定点の減点を行う。

1 4 その他

- (1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、取扱要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、約款及び設計図、仕様書その他契約条件に従い入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無い者と扱う場合がある。
- (6) 落札者は、配置予定技術者を本件工事に配置しなければならない。
- (7) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。
- (8) 公告に定めるもののほか、本件工事に関する入札手続等の詳細は入札説明書による。

以 上